第７回権利擁護部会（金銭管理について）まとめ（案）

平成 28 年 12 月 12 日の権利擁護部会では，金銭管理の課題に対する対応方法のひとつである「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」をテーマに議論を行いました。実施主体である京都市社会福祉協議会セーフティネット部から，事業の内容と利用に当たってのポイントを説明していただき，その後，様々な角度から意見交換を行いました。説明及び出された意見の概要は以下のとおりです。

１　日常生活自立支援事業の利用について

（１）対象者

◆　高齢の方や知的・精神に障害のある方などで，判断能力が十分でない方

◆　契約の意思があり，契約の内容を理解できる方

◆　在宅で生活されている方，又は入院中等で在宅復帰の見込みのある方

（２）利用者像

◆　認知症などで判断能力は多少衰えたが，日常的な生活を支援してもらえれば，これからも住み慣れた地域で自立した生活が送れる方

・　利用者の意思や自己決定を尊重しながら，日常的な金銭管理の支援や，福祉サービスの利用援助を行うことで，地域での生活を続けてもらうための制度。本人の意思に反して利用を勧めるのは，本来の目的ではない。

・　最初の相談は，支援関係者からでもよい。

・　虐待が疑われる等，複雑な課題を抱えた世帯に対する援助には，支援者間の連携や役割分担が特に重要である。

（３）支援の担当者

◆　専門員（区社協の職員で，本人と面談して支援計画を作成し契約を結ぶ。関係機関との連携の窓口）

◆　生活支援員（支援計画に基づき本人を定期的に支援する。月２～３回の支援が多い。）

（４）支援の内容

◆　福祉サービスの利用援助，日常的な金銭管理，通帳・印鑑の預かり，郵便物の管理

（５）活用事例（※プライバシーに配慮し，本人が特定できないように改編しています）

- 遊興費（パチンコ）にお金を使ってしまう方で，生活支援員が定期的に金融機関から生活費を引き出す支援を行っている。手持ちのお金がなくなると，本人が生活支援員に，生活費の臨時の引き出しを求め，それが続くと，次の障害年金や生活保護費の入金までに生活費がなくなり食費にも困ることになる。衰弱し入院に至ったこともある。
- 日常生活自立支援事業と居宅介護を併用し，お金を引き出した後，すぐにヘルパーと一緒に買い物に行くことにした。食べ物が確保できるようになり，体調も整い生活が安定した。
- 日中の時間の使い方について本人と相談し，Ｂ型事業所に通うことになる。当初はなかなかなじまなかったが，事業所の対応を工夫することで落ち着いて過ごせるようになり，今は休まず通所している。
- 月１回の通院の際に，主治医が通所状況を含めた生活の様子も確認してくれている。

- 【関係機関】区社協，地域生活支援センター，ヘルパー事業所，Ｂ型事業所，医療機関，行政（福祉事務所保護課，保健センター）

- 服薬管理と金銭管理に課題がある方で，訪問看護事業所が地域生活支援センターに相談されたことから，区社協に相談が入った。
- 本人に日常生活自立支援事業の利用を勧めても，金銭に他人が関わることに対する拒否感からなかなか契約に結びつかなかった。その後，お金に困って事件を起こしたことをきっかけに，支援を受ける必要があることに本人が納得し，何とか制度利用につながった。
- 地域生活支援センターの支援でヘルパー利用を開始。ヘルパーによる通院同行で定期通院が確保でき，訪問看護事業所の服薬管理もうまくいくようになり，体調が安定した。
- 専門員が保護課と連携し，家賃を家主への直接払いにしてもらうほか，専門員が保護費の窓口支払いに立ち会い本人が公共料金等の支払いをするのを見届けることで，月々の生活が最低限維持できるようにしている。
- 日常生活費は本人管理なので，本人が食べ物を買うお金もなくなるような緊急時には，宅配弁当の利用援助を行う等，本人の意向を尊重しながら支援を続けている。

- 【関係機関】区社協，地域生活支援センター，医療機関，訪問看護事業所，ヘルパー事業所，福祉事務所保護課等

いずれの事例も，複数の関係機関が役割分担して関わることで，支援がうまく進んでいる。

金銭管理の課題が解決されないことで，食事が不十分になると体調が悪化したり，お金がなくて通院ができなくなると病状が悪化したりする。また，公共料金滞納によりライフラインがとまり，最低限の生活環境さえ守れなくなる危険性もある。

金銭管理の課題は，生活全般について，さまざまな視点から捉える必要がある。

（６）課題

◆ 「日常生活自立支援事業以外に適当な施策が見当たらず，かつ緊急に支援を要する方」を優先する等が原因して，結果として申し込んでからの待機期間が長くなる場合がある。

◆ 日常生活自立支援事業で支援をしていることを説明しても，自筆ができない方に対する対応が，金融機関によって異なる場合がある。

◆ 意思能力が不十分で契約に結びつかない場合がある。

◆ 支援者は金銭管理が必要と考えているが，本人が拒否する場合がある。

・ 緊急に利用したい場合や，支援にあたって困ったことがあれば，区社協の専門員に事情を話して相談を！

本人の状況に応じて，早急に対応することも可能。

金融機関と個別に話し合い本人の状況に応じて解決策を見つけた例もある。

・ 北部地域自立支援協議会では，地域生活支援センター，区役所の支援課・保護課と区社協とで，金銭管理に関する連携会議を定期的に開催している。

・ 契約締結審査会で契約不可能の判定をすることはほとんどないが，利用希望によっては成年後見制度の利用が適当な場合がある。

・ 本人との信頼関係のある人からの働きかけで，利用に結びつく事例もある。

◆ **成年後見制度の利用が適当な場合**

・日常的な生活援助を超えた事項を支援する必要がある場合

・本人に契約能力がない場合　等

２　地域あんしん支援員設置事業について（参考）

（１）対象者

◆　福祉的な支援が必要であるにもかかわらず，対応する公的制度のない方

◆　福祉的な支援が必要であるにもかかわらず，支援を拒否する方

◆　複合的な課題を抱えている方や，世帯の中に複合的な課題があるにもかかわらず，支援を受けられていない世帯

（２）利用者像

◆　社会的に孤立しており，福祉的な支援が必要であるにも関わらず，既存の制度や地域だけでは対応が困難な方

（３）支援の担当者

◆　支援・保護課が招集する支援会議において，関係者により支援方針を決定し，地域あんしん支援員（市内，９箇所の区社協に配置：平成２８年１２月時点）が寄り添い支援を行う。

（４）支援の内容

◆　対象者の気持ちやペースに寄り添う「寄り添い支援」を行う。

◆　支援会議を中心に，行政等関係機関との協働により，適切なサービスにつなげる。

（５）地域あんしん支援員の寄り添い支援によって日常生活自立支援事業の活用に至った事例（※プライバシーに配慮し，本人が特定できないように改編しています）

- 単身の高齢者。認知症が進行し，金銭や郵便物の管理ができないが，サービス利用を拒否。
- 地域あんしん支援員が頻繁に家庭訪問。相談相手として本人に寄り添いながら信頼関係を構築する。家賃の未納をきっかけに困っている本音を聞きだすことができた。
- 地域包括支援センターと連携し，ヘルパーを導入。日常生活自立支援事業にも同意し，家計の安定，福祉サービス拡充（デイサービス，配食等）が図れた。
- 【関係機関】区社協，家族，老人福祉員，地域包括支援センター等